地方部における自律的な生活交通存続に関する研究

Study on the autonomous securing of public transportation necessary for daily life

学籍番号 36719

氏名 古賀崇史(Takashi, Koga)

指導教官 原田昇 教授

第一章 研究の目的

本研究においては、主に路線バスなどの生 活交通において、事業者や行政だけでなく、 その交通によって直接的・間接的に便益を 受ける主体が、直接的にその交通の存続に 参画する「自律的な」交通存続の事例を研 究の対象とする。本研究の目的は、事業者 や行政以外の主体が、実際にバスなどの運 営に何らかの形で関わり、自分たちに必要 な交通の維持・存続に成功している事例を、 既存研究や資料、ヒアリングなどによって 調査・分析し、事業者や行政のみが主体で あったケースと比して、どういったことが なぜ可能になったのか、その要因を明らか にし、特に公共交通機関の存続が困難にな っていくことが予測される地方部において、 今後自律的な交通確保を実現していくため に必要な要因や課題について効果的な提言 を行うことである。

第2章 路線バスの現状と規制緩和

2.1 乗合路線バスの置かれた現状と問題点 路線バスの利用者数は、特に地方部にお いては昭和40年をピークに減少傾向に転じ、 現在ではピーク時の34.7%にまで減少して いる。ピーク時に比して、事業者数は微増 し、運行系統数と車両数は微減にとどまり、 免許キロ数は増加し、従業員数は、約23万 人から10万人へと、乗合路線バスの利用者 数とほぼ比例する程度まで減少している。 しかしながら、例えバスが非効率であって も、行政による需給調整規制の中で、赤字 路線からの撤退は厳しく制限され、同一企 業の黒字路線の利益で赤字路線の損益を埋 める「内部補助」や、行政からの補助金に よって多くの赤字路線は存続されてきた。 しかし、大半が赤字とはいえ、乗合路線バ スの営業収支率は概ね一定で推移してきた。 また、利用者は相変わらず減少しているに

もかかわらず、近年の民営バス事業者の中には、黒字に転換する事業者が若干ながら増加している。その大きな要因は、いわゆるリストラで、人件費を圧縮するためにバス部門を子会社化・分社化し、バス乗務員の賃金ベースを減らしているが、公務員を雇用する公営バスにおいては、依然として赤字が減少せず、効率化が進んでいない。2.2 自動車有償運送の規制緩和と問題点国の規制緩和策の一環として、道路運送はが近天さい。第214年8月11日は18年7日によります。

国の規制緩和策の一環として、道路運送 法が改正され、平成14年2月1日から施行 された。事業への参入に関しては、需給調 整規制を前提とした免許制が、許可制に、 運賃規制が、上限許可制に、退出規制に関 しては許可制が、6ヶ月前の事前届出制に なり、赤字路線からの退出が容易になり、 交通事業者は内部補助を行わなくてよくな った。また補助制度も変化し、補助金額自 体は大幅に拡充されたが、これまでは平均 乗車密度を基準とした補助制度で国や都道 府県が補助を出す国庫補助路線が多かった ものが、国庫補助路線は自治体をまたぐ広 域の幹線路線に限定され、地方交付税によ る補助を基本とすることに改められ、地域 の生活交通に関する責任が、特に自治体に 委ねられるように変化した。

第3章 自治体による生活交通確保の現 状・問題点と自律的生活交通確保の必要性

道路運送法改正によるバスの規制緩和に前後して、コミュニティバスが導入されるケースが増加している。これは自治体主導による生活交通確保策として増加している背景がある。国土交通省中部運輸局管内では、平成8年度末から平成13年3月末現在では、5年間で約5倍になっており、特に規制緩和に前後した近年において、その増加が著しい。導入目的としては「乗合バス廃止代替」が一番多く、コミュニティバス

導入の目的としては、総じて移動困難層の モビリティ確保が最も大きい。これまで交 通事業者任せであった多くの自治体が、自 ら公共交通の運営や計画に関して主体的に 関わることになった意義は極めて大きいが、 コミュニティバスはその欠損率が非常に高 いため、他の地域の住民からの賛同や、、交 がなニーズの汲み上げが必要であるが、、 ・ で行おうとすれば、 情報収集に莫大な金額や時間を有するため、 情報収集や合意形成の円滑化のため、サー ビスを受ける側の住民が何らかの形で地域 の生活交通維持活動に関わりを持っていく 必要が高まっている。

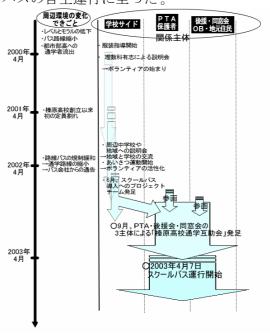
第四章 自律的交通確保の事例

4.1 既存研究のレビュー

大井らは、路線バスを環境質と捉えた際 の利用価値だけでなく、非利用価値をC VM を用いて評価し、推定された額と実際 の補助金を比較し、得られた支払い意思額 で、補助金がなくなった際に住民負担によ るバス存続が可能かを評価している。また、 高須賀らは、規制緩和後の生活交通存続手 法として、地域の自律的な公共交通形成の 手法として住民主導と商業主導を統合した 「よっかいち型」を取り上げ、住民主導 型・商業主導型との比較を行っている。中 川らは、規制緩和による市民の役割の変化 を論じながら、市民組織による支援プロジ エクトの類型を示し、自律的な交通存続に おいては、外部経済となっていたバスの社 会的便益を内部化する可能性があることが、 支援プロジェクトの成立可能性を大きく左 右することを示唆している。自律的な生活 交通確保に関連するものの中では、その他 の研究は個別の住民参加事例をまとめ、そ の効果を示したものが大半であり、一般性 という面で適切と言えない部分がある。ま た、高須賀・中川の事例も、比較的都市的 な地域への適用を念頭に置かれている面が あり、地方部へは、直接的に適用すること は難しいと思われる。また、実事例に基づ く類型化は行われていないため、実際の問 題などが把握されていない。よって、本研 究においては、地方部において自律的な交

通確保に成功した1つの事例を詳細に調査 し、どういったきっかけで、どのような目 的で、どういった主体が参画して、自律的 交通確保に成功したかについて論じた上で、 全国における自律的生活交通確保に成功し た事例を、既存研究を中心として約20程度 取り上げ、国内における事例を分類・整理 し、実事例に基づいてそれらを類型化する。

4.2 公立高校における自律的交通確保の事例 交通が不便であり、年々バス路線が廃止されて通学人口圏が縮小し、年々レベルが低下した地域の中心校が、創立以来初の定員割れや、バスの規制緩和による通学交通の縮小などをきっかけとして、通学バスの自主運行に至った。



図・スクールバス自主運行への流れ 本研究では、流れを追いながら成功要因を 把握したが、きっかけとして、教職員によるボランティア活動の活性化が、PTAや OB組織など、学校と関わりを持つ主体に 理解され、教職員サイドの活動内容の と対すなく、PTAやOB組織など が潜在的に持っていた、高校に対する場と が潜在的に持っていた、高校に対する場と が潜在的に持っていた。高校に対する場と とが潜をもっかけとして、 地域との活発なコミュニケーションの必ら 地域との活発なコミュニケーションの必ら 性を感じ、校長や教頭自らによる積極的な ボランティア活動が見られた。これら活動

が地域社会の学校への関心を喚起した面も あったと思われる。また、ボランティアの 性格から、セクショナリズムに捉われず、 学校を活性化させるために必要な何が必要 であり、そのために何をすべきかを考えて 活動ができたという面があり、それが本来 の義務ではないスクールバス自主運行に繋 がるが、ボランティア活動の流れは、教頭 のリーダーシップもあり、PTAやOB組 織の巻き込みへ繋がり、運転資金の貸与を 通じ、運営主体へ後援会が参画を果たした。 ボランティア活動は学校から独立し、PT AやOB組織へと橋渡しされた。バス事業 者との交渉や統計データの管理・分析とい った専門的な部分は自営業者を中心とした OBが行い、雑務はPTA役員が行うとい うように、役割分担が徹底している。それ によって、利用者情報が正確に管理され、 彼らが地域をよく知る地元住民であること もあり、バスの効率的な運行が可能になっ た。

4.3 全国における自律的交通存続事例 既存研究・資料・インターネットなどを通 じて収集した事例の中から、ある程度詳細 が把握でき、特徴的であると思われる20事 例を取り上げ、事例を類型化とその類型ご とに、どのような組織や補助が実際に展開 されたのかを把握した。まず、事例を以下 の4つに分類した。

側面的協力型	直接的負担型
	計画·運営協力型
主体的参画型	単独主体型
	多主体型

表.事例の類型

さらに、それらを地域の特性・分類・組織構成・中心組織・受益者補助の詳細・行政による補助の有無などの項目ごとにまとめた。

(1) 側面的協力型-直接的負担型 側面的協力型であるため、この事例においては運営主体(交通事業者または自治体)が別に存在する。特徴的であるのは、受益者サイド(これら事例では沿線住民)が、運営主体(これら事例ではバス事業者)に対して、運賃以外の金銭的な負担を直接的 に行うことである。この事例においては、 住民組織が直接的な負担をすることを事業 者や行政に条件として提示することによっ て様々な効果が得られている。

(2) 側面的協力型ー計画・運営協力型この事例においても、運営主体が別に存在するが、特徴的であるのは、受益者サイドが運賃以外の金銭的な負担を行う義務がないことである。自律的な交通確保の類型としては、関係主体の抵抗が最も少ない程としては、受益サイドの要望に近い路線型とである。一定数の人口集積がありながら、コミュニティバスの利用率が低いといったケースにおいては、非常に有効な方法であるといえ、より自律的な交通確保へと発展させていく可能性も考えられる。

(3) 主体的参画型-単独主体型

この事例における特徴は、受益者サイドの 構成主体が基本的に単独であり、その主体 が直接的な運行主体となることである。過 疎地~地方都市において運営されているケ ースと、都市近郊部、主に集合団地におい て運行されているケースがあり、それによ って導入の目的・きっかけが大きく違う点 が特徴である。前者は、地域の交通弱者対 策を主な目的として運行され、シビルミニ マムの水準と、受益サイドが提供可能であ る直接的な負担を効率的に決定できると言 える。いずれの事例においても、需要サイ ドが何らかの交通を運営することによって、 交通事業者ベースでは実現できないニーズ の幅広い汲み上げに成功し、自律的な交通 確保を通じて効率的な運行が可能になって いると言える。都市近郊部など、潜在需要 の高い地域であれば、独立採算で利益を出 すことも可能であり、会社組織へと発展さ せることも可能であると思われる。

(4) 主体的参画型-多主体型

このケースでは、受益者サイドの構成主体が複数の多主体から成り、場合によってはNPOに発展するケースもある。多主体型の特徴は、多主体から成る受益者サイドが、事業者に運行を委託してバスを運営している点で、比較的人口規模の大きい自治体の

近郊・周辺部で運営されているものであり、こういったエリアは路線による外部経済の内部化が可能であるケースが多いため、特に多主体が参画することで運営のリスクやリターンを分散させるなど、効率的な運営が可能である面がある。

第五章 地方部における自律的生活交通存 続に関する意識調査

今後バスの存続が難しくなることが想定される、地方都市において、住民の交通手段選択、特にバス・と自動車送迎(同乗)の利用状況を把握しながら、自動車運転者、非運転者に分けて、バスの廃止による影響や、バスの利用価値・非利用価値、自律的な交通確保への意識を把握するために住民にアンケート調査を行った。

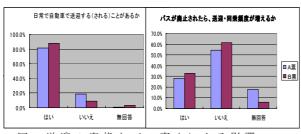


図.送迎の実態とバス廃止による影響 アンケートの結果、地方部の住民において、 自動車利用が大半であり、利用できない層 においても、バスはサービスレベルにあま り関係なく利用されることが少なく、日常 において主に家族の運転による自動車での 送迎・同乗を利用しており、非利用者も自 動車による恩恵を受けていることがわかっ た。また、バスの廃止によって、特に高校 生と一人暮らしの高齢者が大きな影響を受 けるが、日常においてほとんどバスを利用 しない自動車利用者も、バスの廃止によっ て何らかの影響を受けると答える層が一定 数存在し、自動車非利用者・利用者に関係 なく、大半の住民が地域に公共交通が必要 であると考えていることがわかった。

また、自動車利用者はバスの非利用価値を 認めており、地域の公共交通機関の存続に 対しては、交通事業者だけでなく、行政や 自治体によるサポートも必要であると多く の住民が考えており、予算の増額や道路予 算からの流用についても多くの住民が必要

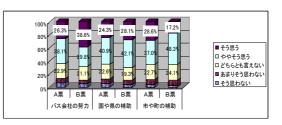


図.従来の責任主体への意識 性を認めているが、利用者や地域住民によ る直接的な負担については反対や慎重な姿 勢が見られた。

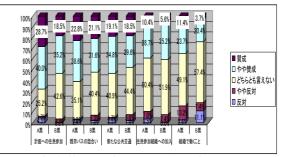


図.自律的交通存続への住民意識また、自律的な交通存続への意識については、活動内容が不確かで、また、労を要すると想定される活動になるほど、参加意識が低くなることが示されたが、反対は少ないという傾向が見られた。

第6章 まとめと考察

本研究によって得られた結果から、地方部における自律的交通確保への必要要因として、主体的参画型の単独主体型について、自治会などの住民組織の利点・問題点を論じ、多主体型移行への問題点を論じながら、自動車利用者などの非利用価値など、間接的な受益者の取り込みなど、外部経済の内部化を実現させていくことによって、自律的な交通確保の可能性を高められることを示唆した。

【参考文献】

中川大・能村聡:「規制緩和下における市 民組織によるバス支援プロジェクト の可 能性と課題」,第27回土木計画学研究・講 演集,2003年6月

加藤博和・高須賀大索:「規制緩和後の自律的な地域公共交通形成のための ボトムアップ型運営方式に関する研究」,"第27回土木計画学研究・講演集,2003年6月